

社長のためのお勉強

令和5年8月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

今年の贈与の準備をお願いします

暦年贈与は、亡くなった日から過去3年の間に、贈与した財産を相続財産に足し戻して相続税を計算しなければいけないというルールがあります。

令和5年度税制改正大綱により、この3年以内贈与の持ち戻しが7年に延長されることになりました。

2024年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されますので、2026年12月以前に相続開始の場合には加算期間は3年であり改正の影響はありませんが、相続開始日が2027年1月以後、加算期間は延長され2031年以降加算期間が7年となります。

今年贈与した財産については持ち戻し期間は3年以内です。

生前贈与の課税期間は7年に

	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	贈与者が死亡
現状		非課税				課税			
↓		非課税				課税			
改正後	非課税	課税							

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください